
【注意事項】

「不燃化特区助成制度の申請書等」の郵送による申請について

郵送による申請に際しては、以下の点にご留意ください。

事前に郵送申請希望の旨を、申請地を管轄する総合支所街づくり課宛に、電話にてご連絡願います。

<世田谷総合支所の管轄地域>

池尻四丁目 24～32 番 太子堂二・三・四・五丁目全域 世田谷三丁目 20 番～26 番 世田谷四丁目全域
三宿一・二丁目全域 宮坂二丁目1番の一部、2～9 番、26 番、27 番 若林一丁目全域 若林二丁目 1～36 番
若林三・四・五丁目全域

<北沢総合支所の管轄地域>

赤堤一丁目 1～5 番 赤堤二丁目 1～6 番 池尻四丁目 33 番～39 番 梅丘二・三丁目全域 大原一丁目全域
北沢三・四・五丁目全域 豪徳寺一丁目全域 豪徳寺二丁目 2～10 番、25～31 番 松原六丁目 42 番、43 番

区が発行する通知書等を返信するにあたり、宛名・宛先記入済みの返信用封筒（郵券貼り付け）を同封して下さい。

返信用封筒は角型2号サイズのもので、郵券140円分（返送用の資料は約60gです）を貼り付けたものをご用意ください。

郵送による申請は、「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書）」として送付してください。「信書」扱いによる郵送方法については、信書便事業者へお問い合わせください。

郵便事情による遅延や紛失について、区はその責を負いません。

郵送による届出の受理をした旨のご連絡は致しません。受理状況は、必要に応じて適宜、お問い合わせ下さい。

書類不備等がある場合は、修正や追加で書類の提出が必要となります。必要書類が揃うまでは、申請書等の受理はできません。必要書類が区に揃い、受理した日が「申請日」となります。申請書の発送日ではございませんので、ご注意ください。

書類の内容に応じて提出日が異なります。

例：世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書・・・着工日の15日前 まで

（土・日曜日、祝日、年末年始など区役所の閉庁日を除く）

世田谷区不燃化推進特定整備事業完了報告書・・・以下のいずれか早い日

- ・認定事業期間
- ・工事が完了した日から60日以内
- ・2021年2月末

その他、不明な点がございましたら管轄する総合支所街づくり課まで
お問い合わせください。